

旧

浜松市建築設計等委託料算定基準

浜松市

令和7年3月

新

浜松市建築設計等委託料算定基準

浜松市

令和8年4月

旧

浜松市建築設計等委託料算定基準

1 総 則

この基準は、浜松市による建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。

2 設計業務等委託料算定方法

「静岡県建築設計等委託料算定基準 2 設計業務等委託料算定方法」による。

3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項

共通事項は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項3-1～3-5」による。

設計変更については、「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項3-6（1）及び（2）」によるほか、次による。

- （1） 変更後の業務価格（設計金額・税抜き）は、万円単位（万円未満切捨）とする。なお、端数処理は技術料等経費で調整し、技術料等経費が無い場合は諸経費で調整する。
- （2） 変更後の設計業務等委託料（契約金額・税込み）は、（1）で算出した業務価格に、変更前の設計業務等委託料（契約金額・税込み）を変更前の設計業務等委託料（設計金額・税込み）で除して得た割合を乗じ、千円単位（千円未満切捨）とした額に消費税等相当額を加えた額とする。

4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

4-1 適用

この算定方法は、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

5-1 適用

この算定方法は、改修設計業務を委託する場合に適用する。

新

浜松市建築設計等委託料算定基準

1 総 則

この基準は、浜松市による建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。

2 設計業務等委託料算定方法

「静岡県建築設計等委託料算定基準 2 設計業務等委託料算定方法」による。

3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項

共通事項は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項3-1～3-5」による。

設計変更については、「静岡県建築設計等委託料算定基準 3 設計業務等委託料の積算に関する共通事項3-6（1）及び（2）」によるほか、次による。

- （1） 変更後の業務価格（設計金額・税抜き）は、万円単位（万円未満切捨）とする。なお、端数処理は技術料等経費で調整し、技術料等経費が無い場合は諸経費で調整する。
- （2） 変更後の設計業務等委託料（契約金額・税込み）は、（1）で算出した業務価格に、変更前の設計業務等委託料（契約金額・税込み）を変更前の設計業務等委託料（設計金額・税込み）で除して得た割合を乗じ、千円単位（千円未満切捨）とした額に消費税等相当額を加えた額とする。

4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

4-1 適用

この算定方法は、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

5-1 適用

この算定方法は、改修設計業務を委託する場合に適用する。

旧

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

6-1 適用

この算定方法は、解体設計業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法」による。

~~7 設計意図伝達業務に関する算定方法~~

~~7-1 適用~~

~~この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象業務である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。~~

~~ただし、浜松市が発注する設計業務については通常、対象外業務とする。~~

~~7-2 業務人・時間数の算定~~

~~設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき、算定する。~~

8 工事監理業務に関する算定方法 1

8-1 適用

この算定方法は、新築工事の監理業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 及び8-4」による。

9 工事監理業務に関する算定方法 2

9-1 適用

この算定方法は、改修工事及び解体工事の監理業務を委託する場合に適用する。

9-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

(業務人・時間数) = (標準業務に係る業務人・時間数) + (追加業務に係る業務人・時間数)

新

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法」による。

6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

6-1 適用

この算定方法は、解体設計業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法」による。

7 工事監理業務に関する算定方法 1

7-1 適用

この算定方法は、新築工事の監理業務を当該工事の設計者以外の者に委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 及び8-4」による。算定に当たっては、別表に示す対象外業務率 1・2 の合計を対象外業務率とする。

8 工事監理業務に関する算定方法 2

8-1 適用

この算定方法は、改修工事及び解体工事の監理業務を当該工事の設計者以外の者に委託する場合に適用する。

8-2 業務人・時間数の算定

(1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

旧

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、各工種（建築・電気・機械）の担当者が現場で業務を行う頻度を元にして、次式により算定する。なお、お盆休み（1週間）・正月休み（2週間）・機器の製作期間等、現場での業務がないことが明らかな期間は見込まない。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{各工種の標準業務に係る業務人・時間数})$$

(各工種の標準業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{各工種の担当者が現場で業務を行う頻度 [人・時間/週]}) \times (\text{履行期間 [週]})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 (3)」による。

(4) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-4」による。

新

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

(2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、各工種（建築・電気・機械）の担当者が現場で業務を行う頻度を元にして、次式により算定する。なお、お盆休み（1週間）・正月休み（2週間）・機器の製作期間等、現場での業務がないことが明らかな期間は見込まない。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{各工種の標準業務に係る業務人・時間数})$$

(各工種の標準業務に係る業務人・時間数)

$$= (\text{各工種の担当者が現場で業務を行う頻度 [人・時間/週]}) \times (\text{履行期間 [週]})$$

(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間の算定

標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2 (3)」による。

(4) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数の算定は、「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-4」による。

9 工事監理業務に関する算定方法 3

9-1 適用

この算定方法は、新築工事の監理業務を委託する場合のうち、業務の一部を当該工事の設計者、残りの業務を当該工事の設計者以外の者に委託する場合に適用する。当該工事の設計者に委託する監理業務を「設計者監理業務」、設計者以外の者に委託する監理業務を「第三者監理業務」と呼ぶ。

9-2 設計者監理業務に係る業務人・時間数の算定

「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2」に基づき算定する。算定に当たっては、「(3) 標準業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定」を次のとおり読み替えることとし、対象業務率は別表による。

(3) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数の算定は、次式により算定する。

$$(\text{標準業務に係る業務人・時間数}) = (\text{標準業務に係る総業務人・時間数}) \times \text{対象業務率}$$

旧

新

なお、設備工事に関する工事監理業務を設計者監理業務に含めない場合は、設備工事に係る対象業務率を0として、業務人・時間数の算定を行う。

9-3 第三者監理業務に係る業務人・時間数の算定

「静岡県建築設計等委託料算定基準 8 工事監理業務に関する算定方法 8-2及び8-4」に基づき算定する。算定に当たっては、別表に示す対象外業務率1～4の合計を対象外業務率とする。

なお、設備工事に関する工事監理業務を設計者監理業務に含めない場合は、設備工事に係る対象外業務率4を0として、業務人・時間数の算定を行う。

別表 設計者監理業務に係る対象業務率及び第三者監理業務に係る対象外業務率

	業務項目	設計者 監理業務	第三者監理業務			
		対象 業務率	対象外 業務率1	対象外 業務率2	対象外 業務率4	
工事監理に係る業務率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.2	-	-	0.2
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.2	-	-	0.2
	(2) 設計図書の内容の把握	(i) 設計図書の内容の把握	-	0.16	0.07	-
		(ii) 質疑書の検討	0.5	0.25	-	0.5
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.65	-	0.1	0.65
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.6	-	0.2	0.6
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	0.3	-	-	0.3	
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	-	0.2	-	-	
(6) 工事監理報告書等の提出	0.2	-	-	0.2		
工事監理に関するその他の業務に係る業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	-	1.0	-	-	
	(2) 工程表の検討及び報告	0.1	-	0.1	0.1	
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	0.2	-	0.1	0.2	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.2	0.01	-	0.2
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	-	0.2	-	-
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査等	-	-	-	-
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	-	1.0	-	-	
(6) 関係機関の検査の立会い等	0.1	0.12	-	0.1		
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	-	1.0	-	-	
	(ii) 最終支払い請求の審査	-	-	-	-	

旧

新

平成23年 4月 1日 発行
平成27年 7月 1日 改定
令和 2年 4月20日 改定
令和 6年10月 1日 改定
令和 7年 3月10日 改定

浜松市 財務部 技術監理課

平成23年 4月 1日 発行
平成27年 7月 1日 改定
令和 2年 4月20日 改定
令和 6年10月 1日 改定
令和 7年 3月10日 改定
令和 8年 4月 1日 改定

浜松市 財務部 技術監理課